



施設利用約款

(本約款の適用)

第1条 当国民宿舎「鶉の岬」(以下「鶉の岬」という。)の締結する施設利用約款及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または習慣によるものとします。

2 当国民宿舎「鶉の岬」は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(施設利用引き受けの拒絶)

第2条 「鶉の岬」は、次の場合は、施設利用のお引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 施設利用の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 施設利用に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設利用者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (5) 施設利用者の同伴者が前項各号に該当すると判明したとき。
- (6) 施設利用者が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 施設利用者が、当施設若しくは当施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行いあるいは合理的な範囲を超える負担を求められたとき。又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (8) 施設利用者が伝染病の疾患又は、精神に異常があるとみとめられるとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により施設利用させることができないとき。
- (10) 施設利用者が、泥酔等で利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(*茨城県旅館業法にもとづく)

(氏名等の明告)

第3条 「鶉の岬」は、予約の申し込みをお引き受けするに当たり、その予約申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の住所、氏名、性別、生年月日、国籍、職業(勤務先)
- (2) その他鶉の岬が、必要と認めた事項。

2 前項の明告を拒否した場合、施設利用のお引き受けをお断りすることがあります。

(予約金)

第4条 「鶉の岬」は、予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、予定利用料を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し残額があれば返還します。



(宿泊予約の解除)

第 5 条 予約の申込者が予約の全部又は一部変更をする場合において、利用日を含めた7日前(20名様以上は12日前)までにご連絡無き場合は違約金を1泊につきお一人様1,000円お支払いいただきます。

(但し、当日についてはお一人様1,000円及び当日の食事ご予約代金をお支払いいただきます。)

2 「鵜の岬」は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日午後8時(あらかじめ予定到着時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その予約は申込者より解除されたものとして処理することがあります。

3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしなかったことが、列車、バス等公共の運輸機関の不備、遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが明らかなきは、第1項の違約金はいただきません。

第 6 条 「鵜の岬」は、他に定める場合を除くほか、次の場合には予約を解除することがあります。

(1) 第2条第3号から第10号までに該当することとなったとき。

(2) 第3条によって明告された事項が、故意に歪曲されたと認められたとき。

(3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。

(4) 「鵜の岬」は、前項の規定により、予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(施設利用者の登録)

第 7 条 施設利用者は、利用日当日「鵜の岬」のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊者の住所、氏名。

(2) 外国人にあつては、国籍及び旅券番号。

(3) その他鵜の岬が必要と認めた事項。

(客室の利用時間)

第 8 条 宿泊者が「鵜の岬」の客室を利用していただける時間は、宿泊当日の午後3時から出発日の午前10時までです。前項の規定にかかわらず、利用時間をこえて客室の利用に応じることがあります。この場合においては、別途追加料金を申し受けます。

2 「鵜の岬」の門限は午後11時とします。

(営業時間)

第 9 条 鵜の岬の各施設の営業時間は、別紙案内の通りとさせていただきます。

(*各施設の営業時間は、臨時に変更することがございます。)

(料金の支払い)

第 10 条 日本の通貨又は「鵜の岬」が認めたクーポン券等及びクレジットカードにより、宿泊者の出発の際又は鵜の岬が請求したとき「鵜の岬」のフロントにて料金の支払いを行っていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第 11 条 施設利用者は、「鵜の岬」内において、「鵜の岬」が定めて当「鵜の岬」に掲示した利用規則に従っていただきます。



(宿泊継続の拒絶)

第12条 「鶉の岬」は、お引き受けした施設利用期間中といえども、次の場合には継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第10号までに該当することになったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第13条 鶉の岬の宿泊に関する責任は、宿泊者が鶉の岬のフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は、客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。

(寄託物等の取り扱い)

第14条 施設利用者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、「鶉の岬」は、その損害賠償をいたします。但し、現金及び貴重品については、「鶉の岬」がその種類および価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、国民宿舎賠償責任保険の補償限度額の範囲内で鶉の岬は、その損害を賠償します。

- 2 施設利用者が「鶉の岬」内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、鶉の岬の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、「鶉の岬」は、その損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、国民宿舎賠償責任保険の補償限度額の範囲内で鶉の岬は、その損害を賠償します。

(施設利用者の責任)

第15条 施設利用者の故意又は過失により鶉の岬が損害を被ったときは、当該宿泊客は「鶉の岬」に対し、その損害を賠償していただきます。



ご 利 用 規 則

国民宿舎の公共性を確保するため、当館ご利用のお客様に下記の規則をお守り頂くようお願いいたします。

記

- 一、廊下及び客室内での炊事用などの火器はご使用なさないこと。
- 一、放声、放歌や喧騒な行為、その他で他人に迷惑を及ぼさないこと。
- 一、客室内に次の様な物をお持ち込みにならないこと。
 - 犬、猫、鳥他の動物類（ペット類）※盲導犬・介助犬・聴導犬）を除きます。
 - 著しく悪臭を発するもの。
 - 火薬、揮発油など発火、または引火しやすいもの。
 - 法律上所持を許可されない鉄砲、刀剣類。
- 一、廊下、客室等で賭博等の行為をなさないこと。
- 一、客室やロビーを営業用の目的に使用なさないこと。
- 一、廊下、客室内の諸物品、諸設備をその目的以外の用途に充てないこと。
- 一、客室内の諸物品を外へ持ち出したり、ほかの場所に移動したりなさないこと。
- 一、当館の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさないこと。
- 一、館内で、他のお客様に許可なく広告物を配布するような行為をなさないこと。
- 一、館外から飲食物の出前をおとりにならないこと。
- 一、お忘れ物の保管は、特にご指定がない限り預り日（届け出）の後の翌日より三か月までとさせていただきます。

以上

国民宿舎「鶉の岬」

支配人